

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成26年大口町教育委員会 7月定例会議

平成26年 7月24日

午前 9時30分 開 議

中央公民館 2F C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

(研修会「あなたの組織の健康チェック！～健康？それとも治療が必要？～)

議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

(～音楽と防災を通して人と人との絆を繋ぐ～ファンクションコンサート)

議案第17号 大口町学校警察連携制度に関する実施要綱について

日程第5 協議事項

(1) 大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱の一部を改正する要綱について

(2) 大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第6 連絡事項

(1) 夏の企画展「創作のヒミツ～いろいろな表現方法～」について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(3) 行事予定について

#### 日程第7 その他

##### 出席委員

委員 長 中里 みどり

職務代理者 水谷 恵子

委員 藤田 金生

##### 欠席委員

委員 丹羽 茂文

##### 説明のため出席した者

教育長 長屋 孝成

生涯教育部長兼  
学校教育課長

杉本 勝広

生涯学習課長 竹本 均

町立図書館長兼  
歴史民俗資料館長

江口 昌宏

学校給食センター所長 社本 健二

学校教育課主幹兼  
派遣指導主事

伊藤 勝治

学校教育課長補佐 佐橋 竜午

学校教育課主査

三輪 典幸

## ◎開会

○中里委員長 それでは時間になりましたので、これより平成26年大口町教育委員会7月定例会を開催いたします。

本日の傍聴人はおりません。

(午前 9時30分)

---

## ◎日程第1 委員長報告

○中里委員長 委員長報告。

7月9日に臨時会議が行われました。それ以降に関して報告いたします。

7月11日に予定されておりました愛知県市町村教育委員会連合会の定期総会ですが、台風8号の接近に伴い開催を中止ということで、今年も行われることがありませんでした。これは延期ではなくて、中止ということなので、文書をもってかわりをするという報告を受けております。

それから来月、8月27日ですけれども、指導主事が大口北小学校で3年目までの教職員を主に対象とした、以前やったタブレットを活用した授業の紹介というのを行うということで、私と水谷委員のほうでお願いをして、来月のこの日に、一緒にこの授業を受けさせていただくことになっております。すごく楽しみにしております。

委員長報告は以上です。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○中里委員長 次に、教育長報告、お願いいたします。

○長屋教育長 先般の平成27年度の教科用図書採択についての臨時会以降についてであります。一つは、7月15日に豊かな教育を創造する県民会議委員総会というのがありまして、ここへ出かけていきました。これはどういうものかといいますと、都市教育長会とか、町村教育長会、あるいは県のPTA連絡協議会など、こういう子供に関する団体で、県の教育委員会、そして県知事に教育予算の要望を伝えるということで、その要望書作成のため出かけてきました。その中で、特に教職員の定数増員ということの中の一つに、先般の議会でも出ておりました養護教員の複数配置ということについてもありましたので、ここでは養護教諭配置の基準の引き下げということで要望書の中に盛り込んでいきました。ひとつ、こういう働きをしてきたということで、御承知おきいただきたいと思えます。

それから、7月18日で小・中学校の第1学期が終わったわけですし、その後、校長先生方から1学期の報告を聞きました。1学期中で、特に教育委員会に上がってきた報告事項の中では、

前にもお話ししたかもしれませんが、交通事故が2件ありました。これは、管理下外が1件と、それから部活動が終わってから、下校時の事故ということで、自転車と車との接触。両件ともヘルメットを着用していたこともありまして、軽傷で済んだ事故でありました。

それから、いじめ問題については、大きいいじめについては報告事項としては1学期間ありませんでした。南小学校におきましては、特に3年生のところで大変元気のいい子供たちがいて、そのことについて保護者からの訴えがあり、対応に苦慮したという件が1件ありました。

それから、大口中学校におきましては、今、管内大会、西尾張大会で大変な時期であります。1学期につきましては、昨年と比べると不登校傾向の生徒は増加の傾向にあるという報告を受けました。

それから、大屋敷のある60代の方ですけれども、小学校での学びに参加したいという、そういう聴講生制度と申しますか、そういう話がありました。これをやっているのは、近隣では扶桑町で、10年ほど前から小・中学校の聴講生制度というものが始まって、今されているわけですけれども、大口町はやっておりませんでした。しかし、扶桑町の10年間の歩みを見ておきますと、開かれた学校づくりとか、本当に生涯学習のワンステージというのが学校教育にあると。学びたいときに、いつでもどこでも学べる、そういう生涯学習社会を推進していく上で意義があるというようなこと。あるいは子供たちにとっては、学ぶ、そういう手本が身近にあるということはプラスになっていく。それから御本人にとっても生きがいつくりになるし、それから異世代の交流というようなことではプラスだろうと。しかし、それ以外に問題としましては、予算面ではどうするかとか、あるいは結核検診とか、そういう面での健康問題、あるいは子供のプライバシーの問題なども指摘をされておりますので、一度御本人さんと話を伺い、そして学校との調整を通して事を進めていきたいなというふうに思っております。

それから7月22日、議会全員協議会が開かれまして、部長、課長のほうから中央公民館の耐震補強工事についての工程について、説明をしておきました。

それから、この件につきましては、基本的には8月から来年3月末までのところ利用が制限されていくということで、安全面、それから工期に工事が終わるようにということ、そういうことから説明をしたということです。

それから昨日ですが、広島派遣団の結団式がありまして出かけてきました。

それから昨日、教育委員会の外部評価委員会の第2回目を開催し、夏休み中には第3回を開き、9月初めには平成25年度の事業報告につきまして議会に提出をし、公表をしていく予定であります。

それから今後の予定のところでは、8月4日に丹羽郡の中学生スピーチコンテストが町民会館で行われます。

それから、8月5日から6日にかけて広島派遣、これは教育委員会の管轄の行事ではありませんが、中学生14名が派遣をされます。

それから8月20日、大口町平和祈念式が町民会館で行われます。

それから8月28日には、教育委員会の定例会と、その後に若手教員との懇談会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○中里委員長 3. 議事録署名者の指名。

本日は、私、中里と水谷職務代理者でお願いいたします。

---

### ◎日程第4 議 題

#### 議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○中里委員長 4. 議題。議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、お願いいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 では、議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり、後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
平成26年7月24日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により、審査を求めるため必要があるからである。

1枚はねていただきたいと思います。

申請者でございますが、団体名、尾張えみの会、田中容子様から申請が出ております。事業名、研修会「あなたの組織の健康チェック！～健康？それとも治療が必要？～」。目的、別紙要項による。事業概要、所属する会の運営で、今の状況を打破したいと考えている方々に組織の活性化になるヒントをこの研修会で見つけていただく機会にする。開催期日、平成26年9月25日木曜日、午後1時30分から3時半まで。開催場所、ウィルあいち。対象者、尾張えみの会会員及び尾張18市町在住の方。参加予定人数、100人。入場料等の徴収につきましては、有料で200円ということでございます。過去の後援名義につきましては、スマイルフォーラム2013という事業で昨年9月15日に継続事業ということ許可をしております。他の講演予定ということで、愛知県を初め尾張地区の18市町の教育委員会、また中日新聞社ということになっております。

1枚申請書をはねていただきますと、研修会の開催要項をつけてあります。この研修会の趣

旨につきましては、男女共同参画社会づくりに向けて、尾張えみの会会員の研修と情報収集の場とし、地域の方々との連携を図るため交流の場としていきたいということでございます。

1枚はねていただきますと、尾張えみの会の会則をつけてあります。

会則を2枚はねますと、尾張えみの会とはという文書がありますが、尾張えみの会というのは、愛知県が実施しております男女共同参画の社会支援セミナーですとか、男女共同参画人材育成セミナーという事業を行っております、そのセミナーを修了した方が会員ということで、女性のみ68名で構成をされている団体です。

1枚はねていただきますと、尾張えみの会のあゆみということで、昭和62年から現在までの活動、行ってきた研修等について一覧がつけてあります。

また、このあゆみの後ですが、平成26年度の尾張えみの会の役員の名簿、また名簿の次には、尾張えみの会各市町連絡員の名簿がつけてあります。また、この研修会に関する予算の（案）というものが、その次につけてあります。一番最後になりますが、参考で、昨年後援名義の許可をいただいているスマイルフォーラム2013のチラシがつけてあります。

説明としましては、以上です。

○中里委員長 それでは、意見、御質問等ありますでしょうか。

ちょっと確認なんですが、去年もこの団体で行われたスマイルフォーラム2013に関しては、許可をしたという経緯があるということですか。

○佐橋学校教育課長補佐 はい。このスマイルフォーラムに関しては、いつからはわかりませんが、少なくとも平成22年からは年に1回行っているようでして、一度教育委員会の中で許可をさせていただいております。後援名義の使用許可の要綱の中で一度許可をした事業の継続につきましては、許可をしていくというルールにのっとりまして、去年も許可を出しているということになります。

今回出しているのは、このスマイルフォーラムというものとは別事業ということですので、新規ということで、今回お諮りをさせていただいております。

○中里委員長 わかりました。それでは別事業ということで、内容としては健康チェック等ということですね。これは子供ではなく、大人が対象というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○佐橋学校教育課長補佐 こちらのほうですけれども、この研修を受けた方たちが卒業されて、いろいろ地域活動されている団体で、御活躍をされていると思うんですけれども、そういった地域活動をしているような団体の運営面ですとか、組織のあり方について、どういうふうに運営をしていったらいいのかというような、そういうヒントになるような研修会を行ってきたいということでございます。

○中里委員長 それでは、ちょっと御意見を藤田委員はどのようにお考えでしょうか。

○藤田委員 何か100人募集してやるというんだけど、予算書を見ると30人が会員で、あと70人。何か内輪の研修会が中心みたいな雰囲気も受けるんですが。

○中里委員長 実際、大口町民も参加するということになるかどうかということに関しては、そこまではこれを読んでいてはわかりませんよね。

○佐橋学校教育課長補佐 チラシの配布に関して、少し確認はさせていただきまして、申し込み方法としては、各市町の連絡員が、会員については取りまとめをします。一般の方については直接会長宛に申し込みをするというお話になっておりまして、実は、この連絡員というのが、現在大口町にはお見えにはならないということですので、チラシの配布につきましては、各市町や県のインターネットや何かに掲載をさせていただいて、そういったものを見ていただく中で直接申し込みをしていただくという形になろうかと思えます。

○中里委員長 そうすると、大口町民が直接この事業にかかわることは、ちょっと考えにくいというか、参加する人は余りないかもしれないというふうに考えたほうがいいですか。

○佐橋学校教育課長補佐 それはちょっと何とも言えない部分がありますけれども、先ほど申しました県のセミナーは受けられている方はお見えにはなるのではないかなということなんですけれども、そういう役員までやられる方が、いろんな家庭の事情等あってこういった活動ができないというような方がお見えだというお話は聞いております。

○中里委員長 水谷委員、御意見ありますか。

○水谷職務代理者 スマイルフォーラム2013というので後援名義はあったので、継続かしらと思って家で拝見していたんですが、また別のものということで名前も変わっていて、ちょっと私はどういう団体かというか、よくわからないので、どうなんだろうと思えます。

○中里委員長 よくわからないというのが感想ですかね。

○水谷職務代理者 ええ。

○中里委員長 教育長はいかがでしょう。

○長屋教育長 これ、ほとんど身内の研修会じゃないかなという感じがして、後援名義が必要なかなという感じがします。

○中里委員長 私自身も教育長と同じ考えを持っておりますので、後援名義は必要ないのではないかと思います。ほかの委員もよろしいですか、それで。

(了の意思表示あり)

○中里委員長 それでは、この件については許可しないということで、却下ということでお願いいたします。

○中里委員長 続きまして、議案第16号の後援名義の使用許可についてお願いいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 では、引き続きまして、議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

議案のほうにつきましては、先ほどと同様ですので、省略をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、申請書になります。

申請者、絆コンサート実行委員会、大橋美雪様から提出がされてございます。事業名、～音楽と防災を通して人と人との絆を繋ぐ～ファンカッションコンサート。目的、開催要領に記載。事業概要、防災講演とコンサート。開催期日、平成26年10月26日日曜日。開催場所、扶桑文化会館。対象者、国民一般。参加予定人数が730名。入場料等の徴収につきましては、1人2,000円。過去の後援名義はありません。他の後援の予定につきましては、扶桑町の教育委員会及び大口町、扶桑町ということでございます。

1枚はねていただきますと、事業の収支予算書が添付されております。

また、もう1枚はねていただきますと、絆コンサート実行委員会の規約がついております。

この中で、第2条で目的というところがございます。絆コンサートは、音楽とあらゆるもの（例えば「防災」など）を融合させたコンサート企画である。アーティストには演奏の場を提供し、お客様には気軽に音楽に触れ合い、かつ学びや気づき、大きな感動、体験を味わっていただくことにより、人と人とのきずなをつなぐことを目的とするということでございます。

規約を2枚はねていただきますと、開催要領が添付されております。

9番でプログラムというところで、防災講演というものを行いまして、その後、ファンカッションコンサートを行うというようなプログラムになってございます。

1枚はねていただきますと、現段階では校正段階ということですが、チラシを参考でつけさせていただきます。

説明につきましては、以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

これはもう、扶桑町教育委員会は申請を出していて、まだ許可は……。

○佐橋学校教育課長補佐 許可については、確認はしておりませんが。

○中里委員長 それでは、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。まず藤田委員、どうでしょうか。

○藤田委員 ますます任意団体みたいな感じがするわけなんです。マネジメントでこういうことと。誰でもこういうふうに申請すれば、すぐグループができるような気がしますし、教育委員会で後援しないかんものなのか、瞬間的にぱっと見たときには文化会館でこういうことがあるんだったら、文化会館友の会でやりなさいというような雰囲気を受けたわけですが、あえ



て後援までしなければかどうかは、ちょっと疑問に思っております。剰余金が出たらまた残しておきますとか、何かそこら辺のところもはっきりしないので。

○中里委員長 水谷委員はいかがですか。

○水谷職務代理者 ファンカッションコンサートという、余り私は耳なれない言葉で、これも何なのだろうという印象を受けまして、藤田委員のような方向の考えであります。

○中里委員長 では、教育長は。

○長屋教育長 私も2人と一緒に、何でマネジメント料がこうやってあるのかなということの一つ疑問に思った次第であります。あえて後援名義は必要ないんじゃないかなという気はしました。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 済みません、説明の中で補足するものがないと思っておりますので、補足説明をさせていただきます。

ファンカッションと申しますのは、実は扶桑町の出身のプロのパーカッション奏者の方がお見えになる。その方とパーカッションでコラボをするということなんですけれども、1つ目の名古屋大学防災アドバイザーの講演会を皆さんに聞いていただきたいということで、この事業そのものは収支予算はゼロになっておるんですけれども、実は予算が不足しているという事実がございまして、現在、タイム技研の地域貢献事業という事業にエントリーをしてみえるところなんです。事業費の不足分はタイム技研が持ちますよと、この事業を成功させて、地域のために頑張ってくださいというような事業で成り立とうとしているところですので、事務方が余分なことを申し上げると御迷惑をかけるんですけれども、できればタイム技研の事業にも乗っていただいて、大口町の後援はもうおりたと思えますし、扶桑町もおりておると思えますので、できれば大口町の教育委員会として御議論いただけるとありがたいと思っておりますので、補足だけさせていただきます。

○中里委員長 一番初めに名古屋大学防災教育アドバイザーの方が40分間講演をされて、その後に1時間半コンサートがあるということで。このコンサートというのは、じゃあ利益目的ではなくて、社会貢献の一貫というふうに捉えてやっつけらっしゃるコンサートなんですか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今申し上げたとおり、全部入って600人でぎりぎり、今現在のところで足りない状況の中でも、地域貢献で扶桑町出身の人をバックアップしていく、こういった音楽活動をバックアップしていくというような事業が中に含まれてはおります。防災オンリーだけではなくて、人に来ていただいて人を育てながら防災を勉強してもらおうというような仕組みになっておりまして、プロデュースだと言われると、確かにそのとおり、そんなような内容になるかと思うんですけど、実際としては扶桑町のパーカッション奏者の方を盛り上げていきたいというような内容になっているようでございますので、ひとつ御理解いただける

とありがたいというふうに思っております。

○中里委員長 これはやっぱり大口町の後援許可がおりて、教育委員会の後援許可がおりないということになると、そこで大口町の方針がとれていないと判断されるんですか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 体系的には何ら問題ないと思います。大口町が出て大口町教育委員会が出ていないという話は問題ないと思うんですが、扶桑町の出身者の講演ですので扶桑町は間違いなく許可を出していくと思うし、扶桑町の教育委員会も当然後援されていくという形になって、そこに大口町の教育委員会がないという結論というか、そういうチラシになるし、当然そういう事業になってしまうのかなというふうに思うんですけれども。

○藤田委員 そういうことはわかっていなかったんですが、タイム技研さんの、そういう貢献ということでしたら。

タイム技研さんについての理解は私ども十分できます。しかも、この大口の中にもともとパロマから分かれてできた会社でございますので、非常に大口としては身近な会社だと思っております。扶桑町さんはそういうふうにされる、内容がそういうふうであれば、大口町としてもある程度までは同調していけるんじゃないかと思えます。

○中里委員長 ありがとうございます。

招待客の中に学校関係の先生方もいらっしゃるわけですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 学校関係の先生方も招待したいというような内容になっております。

○中里委員長 ということは、先生方が防災の話聞いて、それを例えば災害があったときに子供たちを守るというような発想にもつながるといふふうに考えてもいいんでしょうかね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 そういうきっかけももちろんつかんでもらえるでしょうし、多分お客さんの中に大口の方もかなり多く見えていくと思います。ファンクションそのものが、さっき水谷職務代理者が言われたんですが、何それという話なんです、実はパークションがこういうふうにコラボするとこういう音楽ができるんだよという勉強もしていただけるのかなというふうには考えております。

○中里委員長 ということで、後援許可のほうは、教育長いかがでしょうか。

○長屋教育長 そういう事情は知らなかったですけども、一つ、僕はやっぱりマネジメント料というところだけは気になるんですけども、これを何とかならんですかね。

○中里委員長 これは具体的にどんなことをするという内容なのかまでは聞いていませんか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 そうですね、内容までは聞いていないんですが、今、教育長の言われましたマネジメント料の支出の部分を一度先方のほうへは、内容の検討をしてくれということは申し添えます。

○長屋教育長 それで許可ということならば。

○中里委員長 あくまでも社会貢献であって、利益目的ではないということであれば、許可しやすいかなと思いますので、相手方に確認した上で許可を出すという条件つきで許可するという  
ことをお願いします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 はい。

---

#### 議案第17号 大口町学校警察連携制度に関する実施要綱について

○中里委員長 続きまして、議案第17号 大口町学校警察連携制度に関する実施要綱について、  
お願いいたします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 この件に関しまして、私のほうから説明を差し上げます。

議案第17号 大口町学校警察連携制度に関する実施要綱について。

大口町学校警察連携制度に関する実施要綱を別紙のように定めるものとする。本日提出。大  
口町教育委員会、教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、大口町学校警察連携制度に関する実施要綱を定める必要  
があるからである。

資料をごらんいただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

大口町学校警察連携制度に関する実施要綱。

目的、第1条、この要綱は、児童生徒がみずからの将来に夢と希望を持ち、みずからを高め、  
社会に役立つことができる人間に成長するよう、非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健  
全育成に関して、関係機関が相互に必要と認める情報の提供及び協力を行い、緊密に連携して  
指導を行う制度を設けることにより、児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

個人情報の保護、第2条、愛知県江南警察署（以下「江南警察署」という。）及び大口町教  
育委員会（以下「教育委員会」という。）は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例  
第66号）及び大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）に定める実施機関として、  
個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取り扱いを確保するもの  
とする。

名称、第3条、第1条に規定する制度の名称は、大口町学校警察連携制度（以下「連携制  
度」という。）とする。

連携機関、第4条、この要綱において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次  
に掲げるものとする。1号、江南警察署、2号、教育委員会、3、大口町に所在する全ての町  
立小中学校（以下「学校」という。）

連携の内容、第5条、連携機関は、日々の業務、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関する情報を相互に交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

情報の提供を行う事案、第6条、この要綱に係る相互連携の対象となる事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

1号、江南警察署が学校に連絡する事案。ア、児童生徒が身柄つき送致または身柄つき通告された原則全てのもの。イ、児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた場合並びに関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあるもの。ウ、児童生徒の非行、犯罪被害の防止または健全育成のため、江南警察署の所属長（以下「警察署長」という。）が学校との連携を必要と認めるもの。

2号、学校が江南警察署に相談または連絡する事案（早期解決や当該児童生徒の指導及び支援について、当該児童生徒が在籍する学校の所属長（以下「校長」という。）が江南警察署の有する専門的な知識、技能等を必要と判断する次に掲げるものに限る。）ア、重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの。イ、児童生徒の生命、身体または財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるもの。ウ、児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの。エ、児童生徒の非行、犯罪被害の防止、または健全育成のため、校長が江南警察署との連携を必要と認めるもの。

情報提供の範囲、第7条、この要綱に係る相互に提供する情報の範囲は、次に掲げるところによるものとする。1号、対象事案に関する児童生徒の氏名等。2号、対象事案の概要。3号、対象事案に関する指導状況。

情報提供の方法、第8条、この要綱に係る相互連絡の連絡責任者及び方法は、次に掲げるところによるものとする。1号、連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長及び校長（以下「連絡責任者」という。）とする。2号、連絡責任者または連絡責任者が指定した者が、面会または電話により、速やかに行うこととする。

秘密保持の徹底、第9条、連携機関は、収集した情報について秘密保持を徹底するとともに、連携制度の趣旨を逸脱した取り扱いまたは連携制度の目的以外のために利用してはならない。

相互連携に関する配慮事項、第10条、この要綱に係る連携に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。1号、相互に提供する情報については、正確を期すること。2号、対象事案に関係する児童生徒の対応に当たっては、連携制度の目的を踏まえ、教育的効果、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適切な措置を講ずること。

検証、第11条、連携機関は、連携制度の運用状況について、年度ごとに検証することとし、その結果に応じて必要な措置を講ずることとする。

協議、第12条、連携機関は、連携制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うこととする。

委任、第13条、この要綱の実施に関して必要な事項は、連携機関が協議の上、別に定めることができる。

附則、この要綱は、告示の日から施行する。

裏面でございます。

協定書につきましては、参考資料として添付させていただいております。

協定書。愛知県江南警察署と大口町教育委員会は、児童生徒の問題行動が深刻化・多様化している現状を踏まえ、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害者の防犯並びに健全育成を推進するため、相互の連携に関して大口町学校警察連携制度に関する実施要綱により、協定を締結する。

この協定のあかしとして、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

愛知県江南警察署長、大口町教育委員会教育長ということになっております。

参考でございますが、この要綱につきましては、昨日大口町の例規審査会へ諮らせていただきまして、審査が終了していることを申し添えさせていただきます。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

この件に関して、何か御意見、御質問はありませんか。

ちょっと質問させていただいていいですか。

この協定書を結ばないと、例えば児童生徒の身柄通告などの原則全てのものは報告されないような状況にあったということなんでしょうか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 事件として、これは実は警察という組織と学校という組織のお互いの個人情報の保護の概念が違っているというか、お互いに個人情報保護条例を遵守する余りに、情報が抜ける部分が今までにも実際にありました。現実には、事件が発生すればすぐ学校へ連絡が来ますし、当然私らへも来るんですが、どうしてもその連絡がおくれたり、情報で本当に必要な情報がお互いに持たないことにより対応がおくれるというようなことが現実、大口町にあったかという、大口町の中ではそれほど顕著にはないんですが、愛知県下ではかなりあったと聞いております。

そして、また第2条でお互いに個人情報保護条例、この上には個人情報保護法という法律があるんですけれども、その法律を余りにも厳密に運用する余り、子供たちに健全な育成を阻害している部分があるであろうということでございます。ですから、情報をお互いに連携しやすいようにするためにこういう協定を結んで、お互いに子供を健全に育成しようという目的でこの要綱をつくり、この要綱にもたれて協定を結んでいくということになります。ですから、江

南警察署管内が江南市、岩倉市、大口町になるんですけれども、江南市、岩倉市、大口町がそろって江南警察署管内で連携を結んでいくということです。

参考に申し上げますと、愛知県は愛知県警察本部と愛知県の教育委員会が連携しております。高等学校の部分はそこで連携し、各警察は各警察署管内の市立の小・中学校があるんですけれども、そこを連携するという形で、すき間をつくらぬような形で今愛知県下全体で進めております。

なお、現在、これは7月1日時点なんですけど、愛知県の市町村、54市町村ございますけれども、31市町村で提携が進んでおります。

○中里委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問は。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員 第4条の連携、1、2、3と上がっております。江南警察署、教育委員会、学校。

これは、学校については教育委員会を通さずに直接ということですか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 はい。そういった面も含めて直接連絡できるような形をとりたいたいという基本的な考えを持っております。当然、教育委員会が中に入ることではなくて、教育委員会の連絡も当然重要ですけども、それと同時に警察へ早く連絡するべきだろうということを考えて、この要綱がつけられております。ですので、警察へ連絡するのが先か、大口町教育委員会へ連絡するのが先かという後先の問題ではなくて、同時にすぐ連絡しろと。とりあえず一刻を争っているぞというところをはっきりさせるために、こういう形にさせていただいております。

○藤田委員 もう1ついいですか。

秘密保持の決定という部分ですが、当然きちんとやっていただけるものと思いますが、私の主観、考えの中に、教育というのは、教えることだと、人を。警察、公安というのは、管理することだと。基本的な違いがあると思うんですね。それぞれがきちんとやっていただけるはずなんですけども、根本のところ、学校は子供を育てていく場合に、過去のいろんな情報を直してあげて育てていくんだから、できるだけ切り捨てていく。片一方は、管理するためには、過去の情報をいろいろと積み重ねていくというあれがあるような気がするんですけど、そこら辺のところは上手にやっていただけたらと思います。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 一番根本のところの質問だと思います。一番最初に申し上げた警察の考え方と、教育委員会の考え方というのは、性善主義と性悪主義ぐらい違う考え方をしております。何かないかと探るほうと、そうじゃなくて、いいところはここにあるぞというところと全く違うところがあるわけですけども、そこは、きのうも実はその話がありまし

て、全ての情報を流すことによって、その子供が健全に立ち直れない部分があるんじゃないかという心配もあるわけですが、これは1年に1度程度、多分警察の中で市町の担当者と警察が打ち合わせするところが出てくると思います。それは、我々教育側の人間として絶対譲っていかんところは、はっきり意見として申し上げておく必要があると思っておりますので、その件に関しては、事あるごとに教育委員会の立場を守るわけではなくて、子供を守るという立場で意見を申し上げていきますので、御理解いただきたいと思えます。

○藤田委員 ありがとうございます。

○中里委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

○長屋教育長 例えば、今まで校長の携帯電話を教えてくれと言われたときに、ちょっと教えられないですね。

○中里委員長 誰に教えるんですか。

○長屋教育長 警察から。校長に連絡をとりたいたいから、あるいは教育長の携帯電話を教えてくれと、多分誰も教えてないだろうと思えます。でも、子供たちが、例えば、その学校の子供に緊急事態が生じたときに、やっぱり夜中だろうと校長に電話を入れて、情報を聞き出して子供を保護していくというようなことがこれから可能になっていくだろうというふうに思えます。

○中里委員長 そうすると、子供たちの身の安全がさらに強化されるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 強化というか、安全を守るという部分と、被害者を保護することと加害者にしないという両面を実は持っております、非常に使い方によっては、先ほど警察側の立場と教育側からの立場、私自身が被害者をとにかく出したくないというのがあるんですが、加害者も出したくないというところがあって、多分、相反する部分が出てくると思うんですけども、いずれにしても情報を早目早目にお互いがキャッチして、子供を手前手前で対処できるのは、警察、それから学校しかないと思っておりますので、そこに重きを置いて、実は大口町の学校連携制度を要綱にしております。これは要領のところもあるし、非常に軽くつくってあるところもあるんですが、これについては、我々としても目的がずれないように、警察のいいなりにならないようなつくりにはしております。ですから、ややこしい話にさせてもらっておる理由はそこに実はあります。

ほかと比べるとわかるんですけども、大口町のスタンスは江南警察署に伝わっておるといふふうに私は理解しておりますし、そういう説明を申し上げてきておるつもりでおりますので。

○中里委員長 わかりました。

この協定書はいつ付で。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 これは、今3教育長の都合と、江南警察署長の都合を今調

整しているんですが、夏休みに入りまして、いろんな行事が各市町、入りかけている状況なんです。今、最短でいけるのが、8月7日の午前中に何とかできないかと調整しております。しかし、それもまだ確定ではございません。場合によってはお盆を過ぎていくということも考えられますけれども、なるべく早目に調整して、江南警察署はこういうことをやっているよと、啓発の分も含めて新聞等でPRできんかなというふうには考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中里委員長 それでは、協定書を結ぶということで日程調整が入っているということ。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今現在進めております。

○中里委員長 では、この要綱でくれぐれも子供たちが健全に育成していくように、そちらのほうでよろしく調整のほうをお願ひいたします。

質問はよろしいですか、この件に関しての。

(「はい」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎日程第5 協議事項

○中里委員長 次に、協議事項のほうに入っていきます。

(1)大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱の一部を改正する要綱について、お願ひいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 こちらにつきましては、本日協議事項ということで上げさせていただきます。

今後、8月中に町の例規審査会で諮りまして、その後、8月の教育委員会定例会で議題として上げていきたいというふうに予定しているものですので、本日は協議ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料のほうですけれども、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱の一部を改正する要綱。

大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱(平成23年教委告示第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号の次に、次の1号を加えるということで、第3条といたしますのは、使用許可の基準が載っている項目になります。ですので、1号から6号までこういった申請に対して許可をしていきますよというような基準が並んでいるんですが、その基準の下に7号ということで1つ追加をします。

大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団と密接な関係がないもの。また、そのおそれのないものという



ことで、この文を追加していきたいと考えております。

また、様式第1を次のように改めるということで、裏面をごらんいただきたいと思います。

後援名義使用許可申請書の様式でございますが、様式の中で、申請者の名前を記入する欄がありまして、その下に、下記の事業の後援名義使用許可を申請しますという文がありまして、そこからの下3行、こちらを新たに追加したいと考えております。

朗読させていただきますと、なお、申請に当たり本事業は暴力団等にかかわりはありません。また、本事業により暴力団等が利すること、またはそのおそれがないことを誓約するとともに、暴力団排除のため、この申請書の内容を愛知県江南警察署へ照会する必要があることに同意しますという文を様式の中に追加していきたいと考えております。

この改正につきましては、実は平成24年7月に町のほうで大口町暴力団排除条例というのを施行しております。そのときとほぼ同時期に大口町と江南警察、または教育委員会との間で大口町の公の施設の利用から暴力団排除に関する合意書というもの、それと大口町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書というのを締結しております。その後ですが、個々の条例等でも暴力団排除措置を講ずる必要があるということで、こういったことをしておかないと、今後、愛知県の排除条例に基づいて町が勧告処分を受ける場合がありますよという話がございます。今回、全町的にいろんな条例があるんですけども、そういった個々の条例の中に暴力団排除措置に関する文を明文化していくべきではないかということで、このような形で、学校教育課が所管する要綱の中で一つ、この要綱の改正ということで整理をさせていただきたいということで今回上げさせていただいております。

説明としましては、以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。意義としては非常によくわかりました。

ただ、実際に過去において暴力団関係者がかかわったという事実としてはないわけですよね。

○佐橋学校教育課長補佐 そうですね、今までそういった事実が発覚したとか、あるいは外部から何か抗議を受けたというような事例は、現在のところはありません。

○長屋教育長 結局ね、これから多分暴力団が、私は暴力団ですよとわかるようなやつはないと思います。そういうときに、こちらは、これが暴力団かどうか、どうかなというようなときに警察に問い合わせれば、警察は教えてくれるということです。今までは、そういう協定がなければ教えてくれない。教えてもらって、これは暴力団ですよということになったら取り消す、そういうことができるということだね。それを明確にすると。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 協議なしにそういうのはできます。お断りできるということですね。ただ、先方もいろいろお考えになるものですから、いろんな、多分イタチごっこみたいな形になるんでしょうけれども、我々としては、こういうのを受け取りますというところ

はきちっと持たないかんということで、本庁のほうも全て今これで取り扱っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中里委員長 ここに明言することによつて、わかつてやつていないし、やつていないということを確認しているということですよ。私たちとしては暴力団と知つて許可を出すことは決してないということにもなるわけですよ。

それでは、この要綱に關して異議等。

○藤田委員 当然、要綱の中にきちつと書いていただけると思ふんです。処罰がどうのこうのという話もちらつとありましたが、要綱にあればいいんでしょう。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 はい、結構です。

○藤田委員 その後の書式ですよ。書式の中にも、やつぱりこういうふうに書いたほうが、申請書ですか。これは申請行為だもんですから、本人がそういう意思で出してきたということですよ。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 ここで確認できるように、わざわざこの行を入れるということですよ。

○藤田委員 何かくどくなりますね。申請書にこれだけ書かなければいけないと。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 まあ、そうですね。

○藤田委員 申請書というのは、申請するものであるから、私は暴力団ではないと。ということをおもうんですが。

○三輪学校教育課主査 藤田委員がおっしゃつたようなことも当然あるとは思ふんですけれども、ただ、ここでこの内容をわかつた上で申請をしてもらうというのは非常に大事なことだというふうにおもっているんですよ。これをここまで同意をしたにもかかわらず、万が一、申請者がこういった関係者であつたとか、あるいは深くつながりがあるというようなことが起きた場合には、当然これをもとに即座に取り消し、あるいは申請のものをなかつたことにするというような措置がとれるということで、もちろん条文には書いてはいるんですけれども、それをじゃあちゃんと読んだ上で出してくるのかという保証も当然ないわけで、ここでもう1つ、こういうことを入れることによつて2段階でブロックをしていこうというところから、あえてここには加えております。当初は、こういう文言ではなく、さらにはこの様式の下段部分のところに誓約書というような項目をさらに入れて、署名をいただいでいこうかなとも思つたぐらいなんですけれども、そこまでしなくてもこの文中でしっかりとわかつた上で申請をしてもらえれば、それで十分対応できるのかなということで、こういったつくり方を今回はしております。

○藤田委員 ありがとうございます。本意はよくわかつておりますが。

ちらつと思つたんですが、申請書の中で、宛先、今まで見せていただいたので大口町教育委

員会様となって出てきたのがございましたし、大口町教育委員会教育長 長屋孝成様と書いて出てきたような申請書もございますが、この申請書の宛名は打ち込んであるのか、個人で書かれるのか。個人で書かれた場合に、教育長の名前で書いてきた申請書も今まで見ました。この形の申請書も見ました。何か統一性がないなとちらっと思いましたが。

○三輪学校教育課主査 確かに。大口町として定めている様式としては、こういう形態で定めてはあります。

○藤田委員 そうですね。今まで、例えば体協から出てきた申請書なんかだと、大口町教育委員会教育長 長屋様と書いてある。書式が違っておるなと思って、時々ありました。

ごめんなさい、こんなこと言って済みません。

○三輪学校教育課主査 いえ、とんでもない。

○中里委員長 なるべく書式は統一するというので、管理のほうをよろしく願いいたします。

では、この要綱に関して、全員異議なしということで、このまま10月1日からということでよろしいですね。

○佐橋学校教育課長補佐 はい、これは予定でございますけれども、冒頭のスケジュールにのっかってまた進めていきたいと思っております。

今度、8月に町の例規審査会に諮りまして、8月の教育委員会定例会で、また議案として上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○中里委員長 わかりました。では、来月もう一度、議題に乗せるということで、よろしく願いいたします。

それでは、次に(2)大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、お願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、大口町就学指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明させていただきます。

この大口町就学指導委員会につきましては、毎年11月の下旬ごろ、教育委員長、あるいは町内のお医者さん、そして町内の学校長、あと児童相談センターの職員であつたり関係者を交えまして、現在保育園、幼稚園の年長さんである子、あるいは小学校の6年生で、次、中学校へ上がるお子さんの中で、さまざまな問題を、例えば発達障害であつたりですとか、身体のいろいろな問題を抱えているお子さんにつきまして、次の就学先というんでしょうか、小学校の普通学級へ進むのが適切であるのか、あるいは特別支援学級へ通うのが適切であるのか、さらには、特別支援学校へ進むのが適切であるのかということを審議する、そういった会でございます。

今回、これの名称を変えるというような内容がここには書いてあります。題名の中にありま

す「就学指導」、この言葉を「教育支援」という言葉に変える。そして、第1条の中に、この第1条というのは、設置に関する既定をしている項目であります、ここで一度、現在の要綱を読み上げさせていただきますと、第1条では、障害のある児童生徒の適正な就学を諮るため、大口町就学指導委員会を設置する。こういった項目が規定されております。この中にも「大口町就学指導委員会」という言葉がありますので、その該当する部分を「教育支援」という言葉に改めるといふものであります。

なぜ言葉を変えるのかということになるわけなんです、これにつきましては、平成25年に国から通知が参りまして、その内容というのは、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について、こういった通知が参りました。この中にはいろいろなことが書かれているわけなんですけれども、その中で、現在、いろいろな市町村にあります就学指導委員会についても触れておまして、ここでは、現在大口町、ほかのところもそうかもしれませんが、基本的には年長さんであったり、小学6年生であったりという子が次に進むべき道を示してあげるといふことしか基本的には会としてはできてはいないんですが、そうではなく、もっと前段階、例えば年少さん、あるいは保育園とかに入る前のもっと小さなころからのお子さんであったり、そういう子供たちに対してのいろいろな、早期からの教育に対する支援、早くからいろいろな相談を受けたりですとか、そういったことを行っていく。あるいは、義務教育を終わった、例えば中学校を卒業したという子に対しての支援であったりというようなことを拡大してやれるような組織にしていくことが適切ではないかというところから、こういった名称の変更の通知が来ております。ただ、今の大口町の規模から判断をいたしますと、特に卒業した子供たちに対してのケアであるとか、指導、支援というのは、なかなか難しいというのが正直あろうかと思うわけなんですけれども。あと、就園前、保育園に上がる前、または保育園に上がった後に関しての支援的な部分につきましては、大口町教育委員会が主体というものではありませんけれども、既に福祉こども課であったり、健康生きがい課のいろいろあります健診ですとか、そういうところでいろいろなケアがされてきております。その中にも、私ども教育委員会も一緒に連携をとりながら、さまざまな対応をしていくように現在しておりますし、あとに関しましては、当然教育相談については教育委員会が主体となって現在も行っておりますので、基本的な会の運営方針、所掌事務というものが大きく変わるということは、今のところはまだちょっとできないとは思いますが、まずもって、組織名を変えることによって幅広く対応ができるようにしていきたいというところから、今回は名称の変更をさせていただいております。

所掌事務の中にも、教育委員会が必要と認めることについてはできますよというのが、ちゃんと規定されておりますので、そういう部分からも今後、幅広い活動支援ができていけるよう

に支援していけたらいいなというところからの改正であります。

この改正につきましては、9月1日から施行したいと考えておりますけれども、この改正要綱につきましても、先ほどの後援名義と同様、8月の例規審査会を終了した後、改めて8月の定例会で議題として上程させていただいて、審議いただきたいというものであります。

説明としては、以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

この件に関して、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

これは、指導という言葉では支援はできないという、そういうことになるのでしょうか。

○三輪学校教育課主査 そうですね、現在、この言葉では、本当に就学指導というと、先ほども説明させていただきました年長さんであったり、小学6年生であったりというような、どうしてもイメージというのも当然出てくると思うんです。ではなくて、教育支援という幅広い言葉でもって対応を、まず名称を変えることによっていろいろな支援ということが可能になってくるというところからですね。

○中里委員長 はい、わかりました。

これ、来月もう一度、定例会で議題に乗せていただくということによろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

○中里委員長 それでお願いいたします。

---

## ◎日程第6 連絡事項

○中里委員長 それでは次に、6の連絡事項に移ってまいります。

(1)夏の企画展「創作のヒミツ～いろいろな表現方法～」について、お願いいたします。

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 チラシのほうをお配りさせていただきました。

今回、夏の企画展、愛知県美術館の御協力をいただきまして、若手の芸術家さんの作品を展示させていただいております。

どんな作品だと御説明をできるといいんですが、非常に説明のしにくい作品が多くて、ぜひ見に来ていただけるとありがたいかなと。

このチラシに写っています器に入った人の絵なんですが、これも、このままこういう形に見るというわけではなくて、ドーム上になっていまして、実は下に鏡が置いてあって、鏡を通して見ると、これが一体どういうふうに見えるかというような形の展示になっています。あと、作品に関しても、どうも天井からぶら下がって描くというような作品も展示されていまして、その作成のビデオと一緒に流されているというような形になっています。

7月19日から9月15日までの期間、開催をさせていただくんですが、その中に2回、8月24

日と9月15日にワークショップを開催させていただきます。8月24日の講師をしていただきます社本さんという方は、大口町の出身の方で、昨年どうも大口中学校でもちょっと作品の展示をされたというふうに話を聞いています。子供を対象としたワークショップですが、その場で絵を描いたりというようなことをされるということなので、もしお時間がありましたらのぞいていただくとありがたいかなというふうに思います。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、(2)大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、お願いいたします。

○佐橋学校教育課長補佐 報告案件になります。

後援名義使用に関する要綱第5条第4項の規定に基づき、報告をさせていただきます。

使用許可につきましては、それぞれ3件の申請者、事業に対して許可をさせていただきます。

また、実績報告につきましては1件の事業から提出がされておりますので、報告をさせていただきます。以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは最後、(3)行事予定について、お願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、8月、9月の行事予定についてですけれども、まず8月です。

8月20日水曜日ですけれども、平和祈念式が行われます。

次に、8月28日木曜日ですが、定例会。この時期については、既にこちらの中央公民館の耐震改修工事が始まっておりますので、そういった関係から会場を変えさせていただきます、健康文化センター1階にあります機能回復訓練室で定例会を開催したいと考えております。定例会終了後、場所を移しまして、同じく健康文化センター1階の多目的室で教育委員と若手教員との懇談会を開催したいと考えております。

続きまして、9月に入りまして、9月の定例会が9月25日木曜日、大口南小学校を予定しております。今、予定で25日と連絡させていただいておりますけれども、大変申しわけございません、町の9月議会がありまして、その一般質問と日程が重なっておりますので、また改めて調整をさせていただくことになろうかと思っております。

9月の終わりぐらいの日にちで、皆様の御都合のいいときというのを、できればこの場で、もしおわかりになれば、教えていただければ、そこで調整をしてまいりたいと考えておりますけれども。

○中里委員長 教育長はいかがですか、9月末の御予定は。

○長屋教育長 9月末は、議会のところでしたら結構ですので。

○中里委員長 そうすると、具体的に言うと9月22日か、9月30日か。

○長屋教育長 9月30日ですね。

○中里委員長 これでも、運動会予備日。大丈夫ですかね。運動会に雨が降って運動会になった場合に、視察に行くとき、会議とか。

○長屋教育長 いいですよ。

○中里委員長 前のほうに持ってきてもいいですか、もし運動会がこの日だったら。3校ともこの日が予備日ということなんでしょうかね。

○長屋教育長 違いますよ、予備日は。

○中里委員長 これは、北小だけが30日にやるということで、南小、西小は予備日は別の日というふうに。

○長屋教育長 南は翌日、運動場のかげんで。

○中里委員長 そうですね、はい、予備日は翌日ですね。西小は書いていないですね。

○長屋教育長 西小は忘れているかもしれんね。

○中里委員長 そうすると、22日のほうがよいかと思うんですが、22日月曜日の御予定はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

○長屋教育長 生涯学習課のほうが、あれができたじゃないですか。

○中里委員長 お休みでしたね。

○竹本生涯学習課長 日程が先生はとれませんので、いいですよ。

○中里委員長 運動会予備日で見学したこと、私一度もないんですけども。

○長屋教育長 30日でもいいですよ。

○中里委員長 定例会が終わった後に見に行くということはできますよね。

○長屋教育長 そうそう、それでいいです。

○中里委員長 では、30日、30日も火曜日ですね。部課長連絡会議は全然関係ないですか。

○長屋教育長 関係ないです。

○中里委員長 じゃあ、火曜日になってしまいますが、大丈夫ですか。

(「図書館って何曜日でしたっけ」と呼ぶ者あり)

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 図書館は、火曜日が開館です。

○竹本生涯学習課長 じゃあ、火曜日でいいですよ。

○中里委員長 じゃあ、9月30日の火曜日で開催ということで、次回の行事予定に入れてください。場所も一応、この日のできる場所ということを確認した上で。

○三輪学校教育課主査 時間は9時半ということにさせていただきたいと思いますが、場所につきましては、また御連絡させていただきます。

○中里委員長 行事予定、以上でよろしいでしょうか。

○三輪学校教育課主査 はい。

○中里委員長 1点、8月20日の平和祈念式なんですが、ちょっと私がこの日いないので、献花に関しては、職務代理の水谷委員のほうにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに行事予定で追加報告等ありますか。ないですか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

---

### ◎日程第7 その他

○中里委員長 それでは7. その他のほうで、連絡事項等ありましたらお願ひします。

○佐橋学校教育課長補佐 1点、済みません、その他で。

委員の皆様、本日緑色の封筒をお配りさせていただいております。愛知県の市町村教育委員会連合会を開催するというので、出席の予定もしていただいていたのですが、前回の台風8号で総会が中止になりました。その関係で当日総会で議案として審議される予定であった項目につきまして、書面で御審議、承認・非承認をしていただきたいということで御案内が来ております。その中に、第48回総会議案の承認についてという文書が入っておろうかと思ひます。

申しわけありませんが、承認・非承認を記載していただひて、御提出をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○中里委員長 これは、8月1日までということですよ、提出期限は。

○佐橋学校教育課長補佐 この承認についてという書類を我々のほうで預らせていただきますので、本日、資料の中を見ていただきまして、承認・非承認ということで何かございましたら、5時ぐらいまでに御連絡いただきたいなというふうに思ひます。もし御連絡がなければ、我々のほうで承認というふうで文書を作成させていただひて、提出をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○中里委員長 ということは、この紙を提出するということですよ。

○佐橋学校教育課長補佐 その紙だけは、本日置いておいていただければと思ひます。

○中里委員長 わかりました。

○佐橋学校教育課長補佐 もし何かあれば、学校教育課に御連絡いただければと思ひますので、資料だけはお持ち帰りいただきたいと思ひます。

○中里委員長 わかりました。

そのほかに、その他で御連絡事項をお願ひします。

○竹本生涯学習課長 冒頭、教育長から御案内させていただいたように、中央公民館の耐震補強工事が本格的になってきます。よって、8月1日より来年の3月25日まで工事期間ということで、1階の憩いの四季並びに集会室、2階の中央公民館、3階の図書館、全ての施設について



利用できなくなります。

それぞれのところの事務所はやっております。教育委員の皆さんは、基本、関係者ということでもし問い合わせ等、事務所に用事がある場合は、工事エリアの中で、事務所に行ける通路がありますので、そちらは関係者以外立入禁止とはなっておりますが、皆さん入っていただくことについては全然問題ございませんし、安全も確保してありますので、その辺は御承知おきください。

図書館につきましては、今から館長から説明をさせていただきますが、学校教育、生涯学習、憩いの四季につきましては、臨時図書館のところでは一般の方はお申し出いただければ、それに対して対応するというような体制をとっております。では、図書館の説明をお願いします。

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 図面のほうを見ていただきますと、左上のところに臨時図書館という色づけされたところがあると思うんですが、駐車場の銅像と道路の間の一角に、作業事務所、工事事務所がプレハブが2階建てのものが建っております。その1階部分の半分をお借りして、臨時図書館という形で運営をさせていただく予定をしております。

ただ、開架できる本は大体2,000冊ぐらいを当初は予定をしておりますので、実際の図書館の蔵書の何十分の一というぐらいの数になってしまいます。

あと、棚を用意していただけることになったので、ある程度きれいには本を並べられるんですが、恐らくスペースとして、そこで本を読んでいただくというスペースはとれないかと思っておりますので、館内の検索用のパソコンは持っております。だから、そのところで本を検索していただいて、その臨時図書館のところにない本は予約という形でお申し出をいただいて、工事期間中、まだどういうタイミングで私たちが図書室のほうへ入れるかというのがわかりませんので、週一とか定期的に図書室のほうへ入れるようであれば、その時点で予約をいただいた本を抜いて、後日連絡をさせていただいて貸し出しをするという形。ただ、皆さんにも御連絡というか、お話をさせていただいているんですが、天井の工事をやりますので、本棚をどういうふうにシートをかけて養生をしていただけるかというのがまだわかっていないんですね。だから、私たち素人が、工事をやっていないからといって入って、その養生がきれいに剥がせて、本棚の中の本がこういうふうに分かるのかどうか、そのこともまだわかっておりませんので、これはやってみて、本当に予約をいただいて本の貸し出しができるのかどうか、これはやりながら考えていこうというふうに思っております。

先ほどの憩いの四季さんとか、教育委員会に見えたお客さんに関しましては、臨時図書館の窓口へ来ていただいて、担当者を電話で呼び出すという形を予定しております。基本的に、一般の利用者の方は建物の中には入っていただかないようにということを考えておりますので、そういう取り次ぎの業務も臨時図書館でさせていただくことになっております。ただ、臨時図

書館の開館期間というか、図書館自体の閉館の期間に関しては、工事の進捗状況によりますので、これが年内で開館できるようになるのか、1月、2月で開館できるのかというのは、これはまた工事の進捗状況を見ながら、随時また広報等で御連絡をさせていただくという形をとりたいと思っています。以上です。

○中里委員長 DVDとかCDといった部分は、こちらの棚には並ぶ……。

○江口町立図書館長兼歴史民俗資料館長 温度の関係がありまして、プレハブの中がどの程度暑くなるのかというのも正直なところ今気になっているところなんです。とんでもなく温度が高くなるようであれば、ちょっとDVD、CDは難しいのかなと。ひとまず、図書館の中の事務室のほうへ一度全部持ち出せるように箱詰めをして残しておいて、臨時の図書館の様子を見て大丈夫そうであれば、DVDは、そんなにうちのほうは数があるわけではないので、DVDに関しては全部、CDに関してはなかなか難しいですけど、子供さんたちのCD、もしくは大人用のものでも人気のあるものをよって、持ち出しをしようかなというふうに考えています。クーラーをつけていただけることになっていきますので、ただ月曜日とか閉館の日は、全くそうするとクーラーがつかないことになるので、そういったときの室内の温度がどれぐらいの温度になるのかということを見てからにしようと思っています。

○中里委員長 はい、わかりました。今のお話ですと、関係者以外は入れないということになると、例えば生涯学習課でやっていらっしゃる講座の申し込み等は、こういった形で対応されるのでしょうか。

○竹本生涯学習課長 申し込みの場所も変更したり、申し込み方法も少しこの機会に検討して、はがきで往復とか、そういったことも考えていきたいなというふうには考えています。

○中里委員長 この件に関して、何か御質問はありますか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

○中里委員長 それでは、ほかのその他に関して、御連絡等ありますでしょうか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 その他ほうは以上でございますが、1点、7月11日の愛知県教育委員会協議会が台風で流れたんですけれども、その場で前教育委員の吉田さんと丹羽さんが表彰状を受けられました。実は、その伝達が7月11日にできませんでしたので、きょう、この場でやる予定をしていたんですけれども、ちょっとお2方とも都合が悪く、写真だけ撮らせていただいて広報には載せさせていただくんですが、皆さんによろしくという伝言をいただいておりますので、お伝えさせていただきます。

○中里委員長 はい、わかりました。

その他、ほかにないようですので、それでは、平成26年大口町教育委員会7月定例会議を終わります。ありがとうございました。

(午前11時03分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員